


所管部課		学校教育部 教育総務課	部長	田村美砂		
件名		東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則				
	部課機関					
<p>1 要旨</p> <p>「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が令和2年4月1日に施行されることに伴い、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」が一部改正されたため、当該法律を準用して定めている「東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第2号様式(裏)備考2中「2年間」を「これを行行使することができる時から2年間」に、「5年間」を「、5年間」に、「行わない」を「行使しない」に、「時効」を「、時効」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>改正により適正な運用を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成29年6月2日 「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」公布。</p> <p>令和2年2月20日 令和2年第2回教育委員会定例会で承認。</p>						
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。